

# 議案参考資料

[令和8年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係(担当)]

人材育成課 人事給与担当

## 議案名

議案第2号 職員の旅費に関する条例案

## 趣旨・目的

国家公務員等の旅費制度が見直されたことに伴い、本市においても国に準じて、旅費制度を見直すため、条例の全部改正を行うものです。

## 概要

### 1 旅費の計算等に係る規定の見直し

旅費について、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとした上で、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、その計算に必要となる種目及び内容に係る規定を見直します。

#### 《主な改正種目の概要》

改正前	改正後	改正後の内容
宿泊料(定額を上限とした実費支給)	宿泊費	地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額を上限とした実費支給とする。
—	宿泊手当 (新設)	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用。1夜当たりの定額(規則で定める額)とする。
旅行雑費(定額)	(廃止)	
車賃(定額)	その他の交通費	バス、タクシーなどを利用する移動に要する費用を実費支給する。
—	包括宿泊費 (新設)	航空賃等の移動費用と宿泊費が一体となっているもの(いわゆるパック旅行)についても支給の対象とする。

### 2 その他所要の整備

議員、特別職の非常勤職員等に係る旅費についても、改正後の本条例の例により支給するよう規定を整備します。

(施行期日：令和8年4月1日)

## 背景・経過

国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済情勢の変化に対応とともに、事務負担軽減を図るため令和6年5月15日に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第22号)が公布され、令和7年4月1日より施行されています。